

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業 運営規程

第1条（目的）

この規程は、三菱電機ライフサービス株式会社が開設する鎌倉ケアハートガーデン 湘南笛田（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（事業の目的）

本事業は、認知症の症状等によって要支援2又は要介護の状態になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活上での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

第3条（運営の方針）

- 1 本事業所において提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場でのサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図る。
- 7 一体的な事業として指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護のサービス提供を行なうものとする
- 8 「重度化した場合の対応に係わる指針」を別途定め、その指針に従い利用者及びその家族の同意と連携の下、対応をしていくものとする。

第4条（事業所の所在地及び名称）

本事業所の所在地及び名称は次の通りとする。

- 1 所在地 鎌倉市笛田 1-8-54
- 2 名称 鎌倉ケアハートガーデン 湘南笛田

第5条（職種、員数及び職務内容）

本事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤 計画作成担当者・介護従業者兼務）
管理者は、業務の管理及び従業者等の管理を一元的に行う。
- 2 計画作成担当者 2名（常勤1名管理者・介護従業者兼務、常勤1名介護従業者兼務）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- 3 介護従業者 15名（常勤兼務12名、非常勤兼務4名）
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

第6条（利用定員）

利用定員は18名とする。

第7条（介護の内容）

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1 入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練。
- 2 利用者の生活相談、健康管理及び医療を必要と認めた場合の適切な措置。
- 3 利用者が家庭的な環境のもとで、それぞれの役割を持って日常生活が送れる為の支援。
- 4 利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合をのぞき、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

第8条（介護計画の作成）

- 1 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、文書にて同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

第9条（利用料等）

- 1 本事業所が提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
 - ① 家賃
 - ② 食費
 - ③ 共益費
 - ④ 入居保証金

（滞納が合った場合、及び退居時に⑤等での相応分を消却し返金する。）

 - ⑤ その他費用

退去時の居室の現状回復費用（経年変化による老朽化を除く）	実費
利用者の故意または重過失および認知症の症状による行為により、備品等を破損した場合	
補修費用	実費
- 2 1に掲げる利用料金の、月の中途における入居・退居、あるいは入院・退院、外泊については、②③の額についてそれぞれに日割りの減額をするものとする。

上記1の①～④の月額利用料の額及び2の日割り計算の額については別紙料金表に掲げる額とする
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振替または振込みによって指定期日までに受けるものとする。

第10条（入退居に当たっての留意事項）

- 1 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、次の各号を満たす者とする。
 - ① 要介護または要支援2認定者で且つ認知症であると医師が認定すること。
 - ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ③ 自傷他害の恐れがないこと。
 - ④ 常時、医療専門職による積極的かつ、継続的な医療管理が必要でないこと。尚、詳細については入退居基準審査マニュアルに基づくものとする。
 - ⑤ 事業所の職員体制および設備によりサービス提供が可能と判断できる方
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

第11条（秘密保持）

- 1 事業者や従業者そのほか事業に携わる者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報について、契約中及び契約終了後も第三者に漏らさない。ただし事業者は、あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合に、医療・介護上必要な限度で、利用者の心身の情報等を提供することができるものとする。
- 2 事業者は、事業所の従業者、そのほか事業に携わっていた者が、在職中に知ることができた利用者および利用者の家族の秘密を、退職後も第三者に漏らすことのないよう、従業者より誓約書を提出させるものとする。

第12条（苦情処理）

- 1 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。
- 2 苦情処理対応マニュアルを整備し、従業者に徹底する。

第13条（損害賠償）

- 1 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入し、利用契約時に保険内容の説明を行う。

第14条（衛生管理）

- 1 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 感染症対応マニュアルを整備し従業者に徹底するとともに、従業者は感染症等に関する知識の習得に努める。
- 3 必要に応じて保健所の指導・助言を得るよう努める。

第15条（緊急時における対応策）

- 1 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。
- 2 緊急時対応マニュアルを整備し、従業者に徹底する。

第 16 条（非常災害対策）

- 1 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。
- 3 非常災害対応マニュアルを整備し、従業者に徹底する。
- 4 消防計画に基づき非常災害時の対応及び 3 日間分の非常食・飲料水・防寒具等を備蓄する。

第 17 条（その他運営についての重要事項）

- 1 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内に実施する。
 - ② 経験に応じた研修 年 2 回の介護技術・介護知識に関する研修の実施と、従業者の能力・資質向上のための研修を随時行う。
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者預り金出納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は三菱電機ライフサービス株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

改 定 平成 27 年 2 月 1 日

改 定 令和 3 年 3 月 1 日

改 定 令和 3 年 4 月 1 日

改 定 令和 4 年 2 月 1 日

鎌倉ケアハートガーデン
湘南笛田(グループホーム)利用料金表 (契約書別紙)

24.04版
「運営規程」詳細

【補修保証預かり金】 400,000円: 以下の場合に充当し、残金は退居時に返却いたします

- ①個人負担費用の支払延滞が生じた場合
- ②入居中に、ご利用者の事情による居室の補修等が必要になった場合
- ③退居時の居室の補修

入居契約後の補修保証の預かり金です。入居契約を保証するものではありません。
金利の発生はありません。 また体験入居利用の場合は頂きません。

【住居費および食費】(1ヶ月定額 非課税)

◎ホテルコストといわれる費用です

家賃	85,000 円
共益費	53,485 円
食費	58,937 円
小計	197,422 円

◎ソフト食ご利用の場合

家賃	85,000 円
共益費	53,485 円
食費	62,640 円
小計	201,125 円

※嚥下・咀嚼が困難になってきたときに
安心してご利用いただける介護食です。

【介護保険利用の費用】(介護保険日単位×月日数 以下は1ヶ月30日の場合)

▼それぞれの単位からの目安額のご案内です。詳細は3頁(5)をご覧ください

以下の目安額には処遇改善加算を加えていません。

1) 初期加算: 入居日から30日間のみ適用

単位数	自己負担目安額:円
30	962/月

★2ユニット(9名×2階)ですのでⅡ型の単位表となります。

2) 基本的な利用料金 30日で計算

要介護度	単位数	自己負担目安額:円
要支援2	749	23,998
要介護1	753	24,127
要介護2	788	25,248
要介護3	812	26,017
要介護4	828	26,530
要介護5	845	27,074

3) 体制の加算 ①医療連携体制加算 I 3(ハ)

単位数	自己負担目安額:円
37	1,186/月

★令和6年4月介護報酬の改定により変更になりました。
※外部の訪問看護事業所等と連携し、ご利用者の健康管理・重度化に対応するサービス(定期訪問・主治医等との連携等)を行う体制に対する加算です。

※要支援2のご利用者はこのサービスの対象となりません。

※31日の月は、利用料金が変わります。計算の詳細は3頁(5)を参照下さい。

3) 体制の加算 ②サービス提供体制強化加算 加算Ⅲ (介護職員総数に対する常勤者が75%以上)

単位数	自己負担目安額:円
6	193/月

3) 体制の加算 ③介護職員等処遇改善加算Ⅱ

介護職員の研修体制や職分評価体制が整備されていることが要件となり、賃金改善金として給付され行政へ報告義務。

区分	単位数
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	その方の月の単位数(基本+各加算)の総合計の17.8%

: 処遇改善加算は月の利用単位の総合計に比率分を乗算して算定されます。そのため日ごとの目安額では計算していません。

4) 個別に該当する方に発生する加算

	1日自己負担額:円	
若年性認知症利用者受入加算	120単位 (1日につき)	3,845 ※ 30日間の自己負担額
看取り加算		
看取り介護加算 (死亡日以前45日～31日)	72単位 (1日につき)	77
看取り介護加算 (死亡日以前4日～30日)	144単位 (1日につき)	154
看取り介護加算 (死亡日以前2日又は3日)	680単位 (1日につき)	727
看取り介護加算 (死亡日)	1280単位 (1日につき)	1,367
退居時相談援助加算	400単位 (1回のみ)	428

(次のページに続きます)

【月額減算の額及び利用料算定の詳細】

◎上記に掲げる「家賃」及び「共益費」「食費」は月ごとの定額の料金となります。

◎次の場合は減算されます。

(「運営規定」詳細)

1. 入退居の場合

①家賃	定額頂きます
①共益費	月の中で利用されなかった日数分減算
②食費	月の中で利用されなかった明細分減算

例:5月10日に入居

共益費の日割りの額＝53485×12月÷365日＝1759円

共益費日割額	1,759円
--------	--------

減算される共益費日割りの額×9日(1日から9日までの日数)

2. 入退院の場合

入退居の場合と同様です。 共益費、食費が減額されます。

3. 外出外泊の場合

利用しなかった食費が日割り(明細)の減額となります。ただしご連絡の時期により減額されない場合があります。

4. 食費の日割り減算の詳細

◎「食費」は利用されなかった以下の明細ごとの集計を減額します。

◎食費(一般食の場合) 欠食等明細での減算額

朝食	237円
昼食	720円
夕食	401円

◎ソフト食の場合

朝食	388
昼食	545
夕食	545

◎食事等の欠食

●外出、外泊などご利用者の都合で食事を中止する場合は次の通りです。

連絡時期	食費
対象日の1週間前まで	日割りの減算を行ないます
上記以降、当日までのキャンセル連絡の場合	減算の対象となりません

●入院の場合 予定されていない場合には当日は減算の対象になりませんが翌日以降は日割り減算を行ないます

※上記、料金は令和1年10月1日現在の料金であり、介護保険法の改定及び諸物価の変動等の事由により変更する場合があります。

5. 介護保険負担料の計算の仕方 負担額は日ごとの単位数に当該月の利用日数を乗じて算定されます
(要介護度によって日ごとの額が違います 注: 日ごとの計算には処遇改善加算分が入っていません)

	日ごとの基本単位数	日ごとの加算: 医療連携加算	日ごとの加算: 提供強化加算	個別の総合計 × 30日	月ごとの加算 介護職員等処遇改善加算17.8%	月の合計単位数
要支援2	749		6	22,650	4,032	26,682
要介護1	753	37	6	23,880	4,251	28,131
要介護2	788	37	6	24,930	4,438	29,368
要介護3	812	37	6	25,650	4,566	30,216
要介護4	828	37	6	26,130	4,651	30,781
要介護5	845	37	6	26,640	4,742	31,382
計算手順	①				②	③

●介護保険での算定方法 : 少数四捨五入

① 要介護度による単位数 × 利用日数

② 月額利用単位の総数に対し、介護職員等処遇改善加算Ⅱ 17.8%、が加算されます。(令和6年6月より)

③ 月の全ての合計単位数を算出します (①+②)

	③に単位数単価 10.68円を乗算	1割負担		2割負担		3割負担	
		保険給付額 90% 円	介護保険 利用者負担額 円	保険給付額 80% 円	介護保険 利用者負担額 円	保険給付額 70% 円	介護保険 利用者負担額 円
要支援2	284,963 円	256,466	28,497	227,970	56,993	199,474	85,489
要介護1	300,439 円	270,395	30,044	240,351	60,088	210,307	90,132
要介護2	313,650 円	282,285	31,365	250,920	62,730	219,555	94,095
要介護3	322,706 円	290,435	32,271	258,164	64,542	225,894	96,812
要介護4	328,741 円	295,866	32,875	262,992	65,749	230,118	98,623
要介護5	335,159 円	301,643	33,516	268,127	67,032	234,611	100,548
計算手順	④	⑤	⑥	⑤	⑥	⑤	⑥

上記の介護保険での負担分に、その月の家賃、共益費、食費などの保険外の利用料が加わり、1ヶ月の料金となります。

④ 総単位数の③に1単位の単価(鎌倉市の場合は10.68円)をかけます。 : 少数四捨入

⑤ ③の値の各負担割合介護保険の給付額となります。 : 少数四捨入

⑥ 利用者負担額=④の総額 - ⑤の各負担割合の介護保険給付額 : 総額×0.1ではありません

介護保険の計算は、まず単位数の計算を行います。(少数以下四捨五入) 他の単位の合計を計算し処遇改善加算が求められます。

金額計算は、1円未満四捨入(小数以下四捨入)で計算します。

●入院退院当日は利用日、翌日から非利用日となります

●外泊は利用日となります

① 要介護度により利用負担額が違いますので、更新日より新しい要介護度の負担単位(額)となります。

② 認定結果が遅れ月をまたいでしまった場合等は、結果確定後に、遡っての月額と以降の月額とを清算しご請求致します。

③ 万一認定の結果により保険給付対象外となった場合には、保険給付がないためその期間は前認定保険総額(10割)となります。

※上記、料金は令和6年4月1日現在の料金であり、介護保険法の改定及び諸物価の変動等の事由により変更する場合があります。

(以上)